

## 「北海道ヒグマ管理計画（素案）」 意見提出用紙

|                        |   |
|------------------------|---|
| 住 所                    | 〒060-0003<br>札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5<br><br>電話 011-251-5465 FAX 011-211-8465 |
| フリガナ<br>氏 名<br>(団 体 名) | イッパシヤダノホウジン ホッカイドウケンノホキョウカイ<br>一般社団法人 北海道自然保護協会                           |

| ページ・行  | 御 意 見   |
|--|---|
| 1 ページ 8 行目<br>(2) 背景                           | <p>ヒグマ保護管理計画（素案）は、捕獲数の推移、過去の分布調査結果、狩猟者へのアンケート調査、人的・農畜産物への被害状況の推移等、過去の北海道の取組を整理し、現状を把握した上で全体的な保護管理計画を立案し意見を求めていることから、計画の大枠については問題ないと思われます。しかしながら、以下に述べるような点で吟味すべき点がありますので、慎重な再検討を望みます。</p> <p>ヒグマを北海道の豊かな自然を代表する野生動物（象徴種）としてとらえ、かつアンブレラ種として認識するのであれば、その生息基盤としての生態系の保全が重要であることを述べた方が良いと考えます。大型獣を頂点とする北海道の自然生態系（生物多様性）を維持するためには、実際には自然公園法や自然環境保全法などによる既存の保護地域が大きな役割を果たしてきました。今後に向けても、大雪山系や日高山系、知床半島、道南の一定地区など、「核となる自然生態系地域」を改めて位置づけておくことが必要であり、同時に、個体の移動分散を保障する「緑の回廊」の確保を保護管理計画の視野に入れておく必要があると考えます。</p>              |
| 3 ページ 21 行目<br>(4) 管理が行われるべき区域                 | <p>計画の対象とする地域区分について、「現在のヒグマの分布には 市街地などの空白域が存在しており、その空白域によってヒグマの個体群を次の 5 つの地域個体群に区分して保護管理を実施する。」という一方で、道内のヒグマの遺伝的変異に関しては、遺伝子レベル（ミトコンドリア DNA）の分析により、3 つの遺伝的クラスターに分けられることが示されていることから、計画期間中に各地域個体群間の連続性にも配慮しながら遺伝集団を基準とした地域区分に関する検討を進めることとする。」となっています。この遺伝的区分と地域的個体群との関係性が素案からはよくわかりません。この保護管理計画における 5 つの地域個体群と 3 つの遺伝的クラスターをどのような形で保護管理するのか、具体的なゴールを明確に記すことが重要と考えます。</p> <p>また、実際に 5 地域に区分した保護管理では、3 系統の個体群に与える影響について科学的根拠を得ながら、詳細な対応を準備しておく必要があると考えます。保護管理計画を実施する際には、ヒグマの地史的地理的分布に現れた分子系統に関する基礎研究に基づいた対応が望まれます。</p> |
| 10 ページ 32 行目<br>数の調整に関する事項<br>② 出没個体の有害性に応じた対応 | <p>ヒグマと人とのあつれきの多くは、学習によってゴミや農作物などに執着した、いわゆる問題個体に起因するという認識は重要であり、問題個体の推定や検証手法について確立させ、問題個体の排除に向けた管理を進めていくことに対しては支持いたします。しかし、当面の捕獲の対象を問題個体の段階 2 と 3 とすることはやむを得ないにしても、同時にヒグマ側の段階 0 から段階 1 へ、段階 1 から段階 2 への移行条件を明らかにする調査研究を進める必要があると考えます。また、このようなカテ</p>   |

※この用紙以外での提出でも構いませんが、住所、氏名等が分かるようお願いいたします。

ゴリカルな区分の場合、共通な基準に基づいて計画を実施することには難しさが生じることが予想されるため、あらかじめ共通した基準を定めることが必要であると考えます。一般的に人口の多い都市部でのヒグマ出没への反応は強く、人間に見かけられたヒグマはその時点で害獣として駆除されてしまう傾向にあり、段階の判断に地域差が出ないような基準設定を希望します。

また、問題個体の排除においては、問題の緊急性を考えると猟友会や警察等との連絡を緊密に行い、現場での対応に支障が無いような体制構築が必要と考えます。他県のツキノワグマ排除事例では、都市部での問題個体の緊急排除時における夜間発砲の認可など、現場で対応に問題があると大きな事故につながりかねない事態もありうるため、様々なシミュレーションのもとに万全の体制構築を期待します。

16 ページ 36 行目  
ア 保護管理を担う人材の育成及び組織運営

保護管理を担う人材の育成と確保については、以下のような具体策が必要と考えます。第一に大学・専門学校・NPO 等に大型獣を含めた自然生態系の保護・管理に関する人材育成の体制を作ること。第二に、その前段階に当たる小・中・高校で大型獣を含めた北海道の自然と保護管理に関するカリキュラムを位置づけること。第三に、この点が最も重要視されますが、ヒグマ、エゾシカなどの保護・管理教育（狩猟技術も）を受けた人材を、職業としての専門家（公務員または民間）として全道各地域に配置することが必要であると考えます。

15 ページ 23 行目  
「第 3 章 計画の実施に向けて」への追加

森林に残置されたエゾシカ死体はヒグマを誘引する原因の一つとなるが、とくに人里に近い森林にエゾシカ死体が残置された場合は、ヒグマとの遭遇機会が増加すると危惧されます。このように、ヒグマの食物資源にはエゾシカ対策が密接に関係するので、エゾシカ対策とも連携し、可能であればヒグマを含む生態系の変化として、生息環境調査のモニタリングを実施する必要があると考えます。

【提出先・問い合わせ先】

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課（動物管理グループ）

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目道庁 12 階

電話 011-231-4111（内線 24-394）

FAX 011-232-6790

電子メール kansei.shizen1@pref.hokkaido.lg.jp